

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 翌期の役員報酬を当期に支払った場合

Q : 当社では、決算にあたり、翌事業年度
対応分の役員報酬を当期中に支払い、短期前
払費用として当期の損金の額に算入しようと
考えていますが、税務上問題ありますか？

A : ご質問の類似事例について、先般、国
税不服審判所において、当期の損金の額には
算入できないとする裁決がなされました。

【解説】

法人税法では、一定の契約に基づき継続的
に役務の提供を受けるために支出した費用の
うち、その支出事業年度においてまだ提供を
受けていない役務に対応するものは、原則と
して、前払費用として資産に計上しなければ
なりません。支出日以後1年以内に提供を
受ける役務に対応するものについては、重要
性の原則から、「短期前払費用」として、継
続適用を要件に、支出事業年度の損金の額に
算入できるとされています。

しかしながら、ご質問のようなケースでは、
役員報酬は金額的にも重要性が乏しいとはい
い難く、また、役員報酬の具体的な給付原因
である役員の職務執行が支出事業年度中にさ
れていないことから、債務が確定するための
3要件（債務が成立している、給付原因が発
生している、金額を合理的に算定できる）を
満たしておらず、支出事業年度である当期の
損金の額には算入できないとも考えられます。

短期前払費用は決算調整として恣意的に使
われがちですが、適用要件は厳格ですので、
基本的な項目は最低限チェックして適用する
ことが重要です。

